

## 緊急事態宣言の再発令に伴う国の支援策について（情報提供）

緊急事態宣言の再発令に伴う京都府の緊急事態措置については、休業要請に応じた飲食店等への協力が設けられているところです。

このほか、措置の要請対象となる事業者に限らず、緊急事態宣言の再発令に伴う国の支援策が検討されていますので、情報提供としてお知らせします。

### 1 中小事業者に対する支援（経済産業省）

#### 《一時金の支給》

##### ①対象

飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者

##### ②支給額

法人 40 万円以内、個人事業者等 20 万円以内

##### ③申請時期や方法 調整中

##### ④その他

補助金や資金繰り支援もあり。  
詳細は、こちらをご覧ください。

[https://www.meti.go.jp/covid-19/kinkyu\\_shien/](https://www.meti.go.jp/covid-19/kinkyu_shien/)



### 2 雇用調整助成金の特例措置の期限延長（厚生労働省）

現在、2月28日まで期限が延長されている上限額の引き上げなどの特例措置について、政府は、3月末までの延長で最終調整に入ったと報道されています。

詳細は、こちらをご覧ください。

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210119/k10012822711000.html>



ご登録ください！会員向け公式 LINE

各種情報の中から、観光事業者向けの情報を選び、タイムリーにお届けします。

1月20日現在の登録者数は123名です。

ぜひご登録ください。



発行：京丹後市観光公社

（一社）京都府北部地域連携都市圏振興社  
海の京都 DMO 京丹後地域本部

〒629-3101 京丹後市網野町網野 367 アミティ丹後 1F

TEL:0772 - 72 - 6070 FAX:0772-72-0822

Mail: info@kyotango.gr.jp